

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月5日(火)午前9時30分から午前11時53分

2. 開催場所 役場2階第7・8会議室

3. 出席委員(12人)

会長	1番 有賀 勝英
会長職務代理者	2番 宮原 光平
委員	3番 原 美子
	4番 宮澤 依子
	5番 中村 良治捕獲
	6番 小島 敏雄
	7番 新村 幸子
推進委員	中條 清春
	栗林 秀樹
	漆戸 裕司
	古村 孝

4. 欠席委員(2人) 中村 脩司  
小澤 清之

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について  
報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による届出

(2) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 唐澤 武志
書記	役場産業振興課農政係係員 横内 優子
	中澤 貴子
	小松 由季

## 8. 会議の概要

### (開会)

<一ノ瀬事務局長>

本日、中村推進委員、小澤推進委員からあらかじめ欠席の連絡をいただいております。尚、事務局のほうで本日から非常勤職員の小松由季さんに横内さんの事務の一部を引き継いでいきつつ、同席いただいておりますのでよろしくお願いします。

<事務局 小松>

1月から産業振興課に勤務させていただき、農業委員会事務局を担当させていただくことになりました小松由季と申します。よろしくお願いいたします。

<一ノ瀬事務局長>

それではお手元の次第にそって進めさせていただきます。

<事務局 横内>

本日の開催通知で第2会議室と誤って記載してしまい申し訳ありません。本日はこの7・8会議室で開催いたしますのでよろしくお願いします。本日は資料がたくさんあります。事前に確認させていただきます。本日の次第と議案書、説明の地図、ファーマーズのつどいについてと、農業委員会の旅行についてと、委員さんに農業新聞の購読のお礼、エゴマのちらし、赤羽…番…転用申請についての8種類の資料を配らせていただいておりますが、無いものがございましたらお申し付けください。

<宮原職務代理>

あらためましておはようございます。昨日は急に暖かくなったのが、今日は寒い日ですが、このところ日が長くなったなど感じるわけでございます。わたしどもの任期が3月ということで、考えてみるとあとこの回と次の回と2回になるわけでございますが、2月度の農業委員総会を開会いたします。よろしくお願いします。

### (会長あいさつ)

<有賀会長>

どうもあらためておはようございます。今代理が言ったようにわたしどもの任期がもうじきということでございますけれど、中には残る人もいますので頑張っていたきたいと思います。2月19日のファーマーズのつどいが開催されますけれど、今年度は山口さんと舟橋さんが上伊那農業委員会に通ったということで、わたしども出した甲斐があったかなと思いますのでよろしくお願いします。そのあと名人功績者表彰祝賀会を開催したいと思いますのでみなさんのご出席をお願いします。今紹介のありました小松さんが新たに横内さんの事務の代理で入るということですのでよろしくお願いします。横内さんには頑張っていて、子供さんを産んでいただければ辰野の人口が一人増えると思っておりますので。簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。

#### (議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

6番の小島委員さんと7番の新村委員さん、よろしくお願いいたします。

#### (議事)

<有賀会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いします。

#### 【議案第1号、3条の規定による許可申請について1～3番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表をご覧ください。

東京都町田市成瀬台…丁目…番地…にお住まいのAさん、  
愛知県豊川市豊栄町…番地の…にお住まいのBさん、  
東京都武蔵村山市中原…丁目…番地の…にお住まいのCさん、  
東京都八王子市上柚木…丁目…番地…にお住まいのDさん、  
埼玉県比企郡川島町大字伊草…番地…にお住まいのEさん  
以上5名の共有名義となっております、大字伊那富…番…、地目は畑、面積348㎡および大字伊那富…番…、地目は畑、面積149㎡を、辰野町大字伊那富…番地にお住まいのFさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利

用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は110アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、宮原職務代理、原委員から意見書をいただいております。

#### <宮原職務代理>

1月に原委員と確認をいたしました。JA を右にあがったところで、現在Fさんが畑をお作りになっているということで、引き続いて作りながら譲渡ということでございます。杭はしっかり入っておりまして問題ないと思っておりますのでご審議をお願いします。

#### <有賀会長>

この件について何かご質問がございましたらお願いします。よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは2番目をお願いします。

#### <唐澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の裏をご覧ください。

辰野町大字上島…番地…にお住まいのGさんが所有いたします、大字上島字中海…番…、地目は田、面積1129㎡、および大字上島字中海…番…、地目は田、面積441㎡を、辰野町大字上島…番地…にお住まいのHさんが取得するものです。

譲渡人のGさんは労働力不足により耕作が困難となったため、申請地の隣地を耕作しているHさんへ所有権を移転したい計画です。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は39アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、原委員、中條推進委員から意見書をいただいております。

#### <中條推進委員>

1月13日に原委員と立ち会ってきました。図面でわかると思いますけれど、国道153号線とJRの間のくぼんだ所にあります、境は探しましてありましたので何ら問題ないと見てきましたのでよろしくお願ひします。

<有賀会長>

この件について何かありましたら。道路は下まで付いているんですね？

<中條推進委員>

軽トラが入れるから大丈夫だと思います。

<有賀会長>

この件について何かありましたら。よろしければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<唐澤事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は2枚目の表をご覧ください。

諏訪郡下諏訪町…番地…にお住まいのIさんが所有いたします、大字小野字林腰…番…、地目は畑、面積26㎡を、辰野町大字小野…番地…にお住まいのJさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は55アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、中村委員、中村推進委員から意見書をいただいております。

<中村委員>

説明いたします。中村推進委員と現地を確認いたしました。図面の上側については山になっておまして、右となりは原野でした。申請地につきましては畑というよりは原野あるいは山林の一部に現況はなっております。ゆくゆくは山林あるいは原野に地目を変えるというような状況でありますけれど、畑として耕作することは困難のようなところ

であります。境界杭につきましては一部地籍の調査の杭が残っておりましてけれど、現状がはっきり確認できるような所ではありませんでした。下側につきましては県道ということでこちらのほうは境ははっきりしておりますが、上の山林、横の原野は取得するJさんに譲渡人のIさんから所有権が移っているということですので、Jさんが続きで取得するというようなことであります。以上です。

<有賀会長>

この件について何かありましたら。

<栗林推進委員>

いいですか？今の事務局の説明と農業委員さんの説明がだいぶかい離しているような気がするんですが、そのところはいいの？事務局は有効利用ができる、経営に寄与する説明があったけれど、委員さんはほぼ原野じゃないかって言っているが、そのところはどうなの？転用はいいんだけど、説明をしてほしただけなのだが。

<唐澤事務局次長>

昨日行ってきたんですが、農地法の権利移動ということで、原野っぼいがきれいにしてはもらっています。

<栗林推進委員>

実際ここを取得する目的がJさんにはあるんでしょ？その通りでいいんじゃないの？3条で取得して管理してもらえればいいので。

<中村委員>

目的は、奥をJさんがもう原野か山林で譲渡人のIさんから受けている。その残ったところを譲り受けてもらいたいということです。

<唐澤事務局次長>

この農地を取得して有効活用していただき維持管理をしっかりといただくことをお願いしますので承認をお願いします。

<有賀会長>

そのような要件ですのでよろしいでしょうか？事務局もしっかり管理していただくという事でよろしいですかね？よろしければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

### 【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

＜唐澤事務局次長＞

1番、地図は2枚目の裏を、配置図は3枚目の表をご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのKさんが所有いたします、大字伊那富字大原…番…、地目は畑、面積346㎡に住宅を新築するための申請でございます。

本件の転用事業者は土地の所有者でありますKさんと娘さんおよび息子の3名になります。所有者のKさんからは4条、娘さん、息子さんからは5条の申請がそれぞれ出されております。関連する案件でありますので4条1番と5条5番をあわせてご説明させていただきます。

5条5番、使用貸借権の設定でございます。申請地は同じく大字伊那富字大原…番…で、所同じく大字伊那富…番地…にお住まいのLさん、Mさんが無償で借受け、所有者と共同で住宅を新築するための申請でございます。

申請者は、町内にて家族3人で生活しておりますが、土地の所有者であります母親が、病気のためこれまでおこなってきた農業に支障をきたすようになってしまいました。今後も農業を継続するために自身の所有農地の近くに住宅を新築したい計画です。

申請地は特定土地改良施工区域内で10ヘクタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地ですが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

こちらは農振農用地でしたが平成30年12月4日に農振除外の公告が済んでおり、また西部辰野土地改良区からの同意書も添付されておりました。なお、第1種農地における転用の申請でありますので、長野県農業委員会ネットワーク機構の意見をお伺いしたいと思います。

この件につきましては有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

＜宮澤委員＞

昨年除外申請がでた折に現地を確認するために有賀会長と私と確認に行っていました。(場所の説明)、そこで畑をしながら体が悪いのでそこに自分の家を建てた

ということ、境等見てまいりましたが間違いなく入っておいりましたので問題はないかと思ひますのでよろしくお願ひします。

<有賀会長>

(施設名)の配管が通つておりますのでそこは空けていただくということでお願ひしてありますので問題ないと思つております。この件について何かご質問がございましたら。よろしかったら挙手をお願ひします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは2番目をお願ひします。

### 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～7番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、使用貸借権の設定でございます。地図は3枚目の裏を、配置図は4枚目の表をご覧ください。

辰野町大字平出…番地…にお住まいのNさんが所有いたします大字伊那富字北畑…番…、地目は畑、面積549㎡を塩尻市大門…番町…にお住まいのOさん、Pさんが無償で借受け、住宅を新築するための申請でございます。

貸付人のOさんと借受人は親子であり、借受人は将来家族が増えることを考え、実家の近くに住宅を新築したい計画であります

申請地は山林と宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、原委員、中條推進委員から意見書をいただいております。

<原委員>

12月29日に中條推進委員さんに行ってきました。Oさんは(お店の名前)の息子さんです。そんなわけでお母さんの持っている土地を譲り受けて家を建てたいということです。(地区名)は国道のちょっと高いところですので、周辺の農地とは段差がないんですけれど、雨水は敷地内に浸透枡をつけて浸透処理を行うようにするそうです。汚水が一段下のところに通つてるものですから、そこまでの距離が長いんですけれども業者さんと相談して可能ということで下水はそこに接続するそうです。境は全部きちん

としていました。ただ一つ、分筆をしたいから分筆を申請中でそれが済んでからまた総会にかけたいとおっしゃっていましたが、分筆をするということがどういうことなのか私にわからないので、ただその時には分筆をするということをおっしゃってました。境に関しては問題はないというふうに見てきました。審議をよろしくお願いします。

<事務局 横内>

今の分筆について説明させていただきます。今申請出ているのは分筆後の確定した地番で申請を受けているので、これからこの形状が変わるということはないです。元々もう少し広かった農地を今回住宅用地として使う分だけ適正に分筆していただいているということで、分筆後に申請を受け付けております。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたらお願いします。よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは2番目をお願いします。

<唐澤事務局次長>

2番、使用貸借権の設定でございます。地図は4枚目の裏を、配置図は5枚目の表をご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのQさんが所有いたします、大字伊那富字久保田…番…、地目は畑、面積150㎡を、大字伊那富…番地…にお住まいのRさんが無償で借受け、住宅敷地を拡張するための申請でございます。

譲渡人は現在、申請地北側の地図で色塗りをした箇所の住宅に生活しておりますが、駐車場が必要となったため、申請地を譲り受け、自家用車4台分の車庫を新設したい計画であります。既存の宅地とあわせた全体面積は360.46㎡であります。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原職務代理、原委員から意見をいただいております。

<宮原職務代理>

説明いたします。(場所の説明)(建物名)の駐車場がありますけれど、その横でRさんがお家を建っているんですが、お父さんのQさんの土地へ家を建てて、その子供さんが車を持つようになったから駐車場をほしいということで、境界杭はしっかり入っておりますので問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いします。

#### <事務局 横内>

説明の地図に補足させていただきます。色塗りの場所が住宅、斜線部が申請地になります。その横の黒枠白塗りの場所は何かということですが、今回車庫を申請するにあたって土地を分筆して申請地を出してきています。白い部分は分筆前の所なので今回はあまり関係ないのに図中に示してしまいました。今回はあくまでも斜線部分の申請地のみですので、そのように地図をごらんいただければと思います。

#### <有賀会長>

この件についてご質問ございましたらお願いします。よろしければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは3番目をお願いします。

#### <唐澤事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は5枚目の裏をご覧ください。  
東京都武蔵野市桜堤…丁目…番…にお住まいのSさんが所有いたします、大字辰野字橋場…番…、地目は田、面積 183 m<sup>2</sup>を、箕輪町大字中箕輪…番地に所在する株式会社Tが取得し、宅地造成をするための申請でございます。

申請地は現所有者のSさんが平成3年に相続する以前に造成工事が完了しており、無許可で造成工事が完了しておりますが、適正な手続きにより違反の状態を是正するための申請であり、経過書の内容から故意でないと判断されますので、追認の許可という形ではありますがご審議をいただきたいと思っております。

申請地は第1種住居地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原職務代理、栗林推進委員から意見をいただいております。

<栗林推進委員>

説明いたします。(場所の説明)この絵をみていただくとわかりますけれど、Uさん、Vさん、Wさん、譲渡人のSさんの4軒の家が建っています。斜線の部分が今回の申請地ということになりまして、今事務局から説明がありましたように、年数はわかりませんが30年近く前に宅地造成をした場所でありまして、その時にどうも農地転用をしないで宅地造成をしたんじゃないかと推測される場所であります。今までも農地パトロールのなかでは違法転用という形はなくてそのままこの土地と、ここに入る私道が農地になっているわけです。私道につきましては国土調査の段階のなかで農業委員会で認めてこれを宅地ということ去年変更になっています。それまでは私道と申請地が農地ということになっていたわけですが、農業委員会では違法扱いになっていませんでした。この場所ですが境については入っております。道につきましては私道が4mありまして、これについてはTからすると一次指定の地方事務所の許可をとってありまして、1戸あたり2mの公道に接地してはならないわけですが、私道を使うのが3軒あるんですが道路として使用できるということになっているようです。それから私道でありますので、私道内に上水道下水道が入っています。現況は駐車場に使っておりまして、水田を使った時よりも1mほどコンクリートを打って高くした場所ですので、農地としては30年ほど使っていなかったのではと推測されるような状況です。事務局に追認という形ですが、申請が出てきたということでご審議をお願いいたします。

<有賀会長>

何かご意見ありましたらお願いします。よろしいですかね？なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは4番目をお願いします。

<唐澤事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は6枚目の表を、配置図は6枚目の裏をご覧ください。

千葉県流山市加…丁目…番地の…にお住まいのXさんが所有いたします、大字伊那富字鞍掛…番…、地目は畑、面積317㎡を、上伊那郡箕輪町大字中箕輪…番地…にお住まいのYさんが取得し、住宅を新築するための申請でございます。

譲受人は現在町外のアパートで生活しておりますが、手狭になったことから住宅を新築したい計画であります。

申請地は宅地に囲まれた 10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の第 2 種農地、消極的 2 種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、有賀会長、福島推進委員から意見書をいただいております。

#### <福島推進委員>

地図を見てもらえばわかると思いますけれど、(場所の説明)。地図にXさんとありますが、ここが今までXさんが住んでいたお宅でして、この方がもう遠くに家を建ててこちらへは帰ってこないということで、今は別の方が購入して住んでおります。畑が 8 枚あるうちの一部を分筆して購入したということで、この 8 筆は近々家ができるかと思えますけれど、そんなわけで上下水も入っておりますのでお願いします。

#### <有賀会長>

この件で何かご意見ありましたらお願いします。よろしいですかね？なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは 5 番をとばして 6 番をお願いします。

#### <唐澤事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。地図は7枚目の表を、配置図は7枚目の裏をご覧ください。

中央…番地に所在するZが所有いたします、大字辰野字堀上…番…、地目は畑、面積413㎡を、大字辰野…番地にお住まいの a さんが取得し、住宅を新築するための申請でございます。

譲受人は現在町内の実家で生活しておりますが、家族が増え手狭になったことから住宅を新築したい計画であります。

申請地は山林と宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断

いたします。この件につきましては、宮原職務代理、栗林推進委員から意見書をいただいております。

<栗林推進委員>

これにつきましては地図を見てもらうと、(場所の説明)。場所が傾斜地でありまして、道路から下の鉄道のほうへ向かって下がっているような場所であります。境についてはコンクリートとプラ杭が入ってはっきりしておりました。それから道につきましては6mの中道線に接地しております。ここには既に常備の止水栓と下水道の公共枡が設置した場所でありまして、宅地にするには特に問題ないと思いますけれど、道から下り傾斜になっている場所でありまして傾斜のほうには1m60くらい要壁ができる予定であります。これについて隣接の農地から圧迫感を感じるとかあると思いますので、事前に隣接地に説明して了解してもらったようですので、特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。

<有賀会長>

今説明がありましたが、隣接の方に了解をとったということですので、問題ないかと思っております。ご意見ありましたらお願いします。よろしければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは7番目をお願いします。

<唐澤事務局次長>

7番、所有権の移転でございます。地図は8枚目の表を、配置図は7枚目の裏をご覧ください。こちらは先月の総会時にご審議いただいた案件になりますが、不明確な部分もあり今月改めてご説明させていただきます。

東京都板橋区赤塚…丁目…番…にお住まいのbさんが所有いたします、大字赤羽…番…、地目は田、面積1527㎡を、長野市東犀南…番地…にお住まいのcさんが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

譲受人のcさんは申請地に太陽光パネル244枚を設置し、売電を行いたい計画です。なお、cさんは町外在住ではありますが、設備の管理等は業者が代行して行う予定です。

先月ご説明させていただきましたが、今回の申請地につきましては公図上の境界と現状の畦が大幅にずれており、申請地の一部は隣地所有者が一体的に管理

していると見受けられます。まず、先月ご指摘いただきました箇所についてご説明させていただきます。

①はじめに、申請地と隣接する水路の境界についてであります。

隣接する水路に関しましては町の所有となりますが、管理を担当しております建設水道課とは、1月21日付で境界の確定が済んでおります。

②次に、西側に所在する農地の所有者に対する意向の確認であります。

事務局より、農地転用に伴う耕作上の影響および、所有地への進入に関するご意向をお聞きするため文書を簡易書留で送付いたしました。文書の配達履歴により、所有者の元に配達済であることは確認がとれておりますが、現在までに回答はありません。

③最後に、申請地および隣地の耕作者についてであります。

こちらは、2筆とも10年ほど前から3年前までdが耕作されておりました。耕作に関しては利用権の設定等はされておらず、町内にお住まいのご親族からの申し出により耕作されていたとのこと。dが耕作をやめてから現在までは休耕の状態となっております。

ここで問題となるのは農地法の許可基準です。農地法では「周辺の農地に係る営農条件に支障が生ずるおそれがあると認められる場合」には許可できないとされています。具体的には、「農業用排水路施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」や「農道、ため池その他の農地の保全または利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」が挙げられます。

そこで、現状のまま所有権の移転を伴う農地転用を許可した場合に、隣地所有者の耕作に支障がないか考慮する必要があります。

①はじめに、時効取得についてであります。

隣地所有者が、長年一体的に管理している場所の耕作権を主張すれば時効取得の可能性があるのでないかと言う事であります。

民法162条によると、「20年間所有の意思をもって、平穩にかつ公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する」と規定されております。

これに関しましては、20年間継続した占有があることが条件としてあげられますが、数年前までは他者が耕作しており、現在は休耕となっているため

継続した占有は見受けられないと判断します。

また、時効取得については、条件満たしただけでは成立せず、制度を利用することを主張してはじめて成立することとされています。現在までに時効の申請はなく、送付した文書への回答もないため、制度利用の主張は見受けられないと判断します。

②次に、隣地所有者の耕作上への支障についてであります。

西側の農地への進入路に関しましては、公道（赤線）からの進入路が確保されており、申請地を通らなくても、西側の農地へ入ることが可能です。また、水路であります。申請地に隣接する水路は現在利用しておらず、別の場所に水路が通っているため、西側の農地への排水機能に支障はありません。

これらのことを踏まえまして、時効取得については該当せず、農地の保全、利用上必要な施設の機能は維持されるため、営農条件への支障は生じないと判断します。また、畦は大幅にずれていますが、境界は公図で証明されており、隣接する水路管理者との境界確定も済んでいるため、申請地を転用することに支障はないと考えます。

申請地は河川と宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては小島委員、漆戸推進委員から意見書をいただいております。

<漆戸推進委員>

説明のとおりですのでご審議の程よろしく願いいたします。

<有賀会長>

この件について、何かご質問ありましたらお願いします。この前も審議した案件ですけど、よろしいですか。よろしければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<事務局 横内>

諮問案件を確認させていただきたいんですが、4条5条で県の諮問を受ける案件については、4条の1番と5条の5番、第1種農地における住宅の新築2件でよろしいでしょうか？他に県の意見を伺いたい案件がありましたらお伺いします。(特になし)それでは、この2件について県の意見が下りてきましたら許可書の発行をしたいと思えます。

### 【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<唐澤事務局次長>

利用権の設定であります。計18件、25筆、面積は29,888㎡、詳細は議案書の通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<有賀会長>

この件について、何かご質問ありましたらお願いします。なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは、報告事項について、お願いします。

<唐澤事務局次長>

それでは報告事項であります。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが1件、議案書のとおりでございます。

(2)認定電気通信事業者による中継施設等の設置に伴う農地転用でございます。地図は10枚目の裏をご覧ください。大字澤底字越道…番…、地目は畑、面積365㎡のうち12㎡を利用し、A株式会社Bセンターが、電源箱・無線装置を設置いたします。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<一ノ瀬事務局長>

慎重審議いただきありがとうございました。不備な点があり申し訳ありませんでした。それではその他について説明させていただきます。

## その他

○ファーマーズの集いについて(事務局 横内)

別紙参照

○農業委員会旅行について(事務局 横内)

別紙参照

○飲食店向けエゴマちらしについて(事務局 横内)

別紙参照

白エゴマの実は無料配布

エゴマ油 2本+エゴマパウダー セットで1000円で提供

料飲店組合の会議にてちらし配布→2月下旬から町内の飲食店で活用してもらえるのではないか。

窓口では一般向けに黒エゴマ無料配布中。

洗浄、選別後のエゴマを事務局にて保管中なので、他に活用方法あれば事務局まで。

○慰労会について

旅行直後なので委員会後の慰労会は行わず、日を改めて行う。

候補日 3月28日(木) <詳細は別途通知>

○次回委員会開催日:3月6日(水) 午前9時30分から 役場第7、8会議室

→後日、日程変更 3月5日(火) 午後1時30分から 消防署3階小会議室

<一ノ瀬事務局長>

その他事項としまして皆さん何かお持ちの案件ありましたらお願いします。

<新村委員>

7日の上伊那の女性協議会は車はだしてもらえますか？

<事務局 横内>

後でお知らせさせていただきます。

<栗林推進委員>

3月の委員会は出られないので、総会で発言するのが最後になるので4点ばかりお願いしたいことがあります。

①仕事をやってきて今日も案件で出ましたが、私道の件です。事務局で私道がでた場合には状況がどうなのか確認して知らせてほしい。奥に2軒建っているわりにはずっと農地になっていた。農業委員会が気づいていれば本来なら後ろの2軒も建たらなかったはず。農地を通過して家が建っている状況だったので、直接転用の関係はないかもしれないが、入っていく道が私道なら事務局で調べてもらいたい。

②議案書内に訂正があれば、気づいたものは会議の前に訂正しておくか口頭で訂正すべき。

③最適化推進委員が委員会に出席するということは農業委員会の会則に書かれていない。委員は決めるとあるが、どういう事をやるのかということは書かれていない。新しい委員を迎えるのにあたって、どういう事をやればいいのか事務局で示してもらいたい。どういうことで最適化推進委員を捕らえているのか、3年たったので会則も見直してほしい。

④新しい委員さんたちは何もわからずに委員会が開催されるので、できれば会議の時間の後にでも簡単な勉強会があればいい。時には具体的な事例や農地法について学ぶ時間があってもいいのではないかな。

農業委員会がうまく動いて辰野町の農業の為になればいいかなと思って発言させていただきました。

<一ノ瀬事務局長>

ありがとうございました。ただいまいただきました4点のご意見、特に議案書の件につきましては後に残る貴重なものですので注意してまいりたいと思います。最適化推進委員ができて3年目を迎えて私どもも悩んでまいりましたが、自問自答されてきたのはまさに推進委員を任命された皆様方だと思っております。次期委員の皆さんには活動しやすい環境を整えるべく事務局としても整備をしていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。貴重なご意見をいただきありがとうございました。

その他何かありますでしょうか？では、閉会の言葉を宮原職務代理申し上げます。

(閉会)

<宮原職務代理>

以上をもちまして農業委員会総会を閉会といたします。今風邪が流行っておりますので体調管理を気をつけてください。ご苦労様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印